平成２９年（フ）第２４１７号
東京都板橋区東新町２丁目55―５―301
破産者　松澤　茂勝
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５１４号
埼玉県入間市大字寺竹568番地１　ホワイトメゾネット105
破産者　有限会社早津
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５１５号
埼玉県入間市大字寺竹568―１―105
破産者　早津　俊悟
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２６３１号
東京都町田市忠生３丁目14―３―101
破産者　村田佳由里
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２６５１号
東京都品川区西中延２丁目９―17―203
破産者　辻　　治良
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７７７号
東京都品川区豊町１丁目12―３―502
破産者　屋代　徳幸
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８０４号
東京都中野区弥生町１丁目50―17―101
破産者　光武たけよ
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８０９号
東京都西東京市西原町２丁目５―49―302
破産者　大野　圭子
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８５９号
東京都足立区島根４―33―２―205、住民票上の住所千葉県船橋市藤原６丁目23―３―1302
破産者　七丈　健二
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９８７号
東京都中野区中野６丁目３―５―907、開始決定時の住所東京都杉並区高井戸東２丁目３―16―205
破産者　柴山　宜也
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０９２号
東京都中央区新川１―６―12　ＡＩビル茅場町２階
破産者　株式会社ＭＹＰｌａｃｅ
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０９９号
東京都渋谷区渋谷４丁目１番21号
破産者　株式会社プロデュース・アソシエーション
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１００号
東京都台東区花川戸２丁目16―３―401
破産者　青柳邑果こと　金　　英嬉
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１３０号
東京都板橋区大山町６番９号
破産者　株式会社ダイワバッグ
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１３１号
東京都板橋区大山金井町25―９
破産者　荒木　哲也
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１７９号
東京都北区浮間２丁目５―11　サークルハウス浮間弐番館107
破産者　秋田　寿子
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２２８号
東京都練馬区旭丘１丁目68―18―202
破産者　高橋由紀江
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２７９号
埼玉県鴻巣市赤見台２―２―24―108、商業登記簿上の本店所在地東京都大田区西蒲田７丁目42番７―202号
破産者　有限会社アイドリーム
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２９６号
埼玉県さいたま市南区白幡４丁目17―４―205
破産者　上原　八郎
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３２２号
神奈川県横浜市港北区綱島東１丁目９―25　モナーク綱島703号室
破産者　株式会社セブンジョー
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部